

山梨県公報

第千三百七十七号

平成十五年

四月二十四日

木曜日

目次

使用料の収納事務の委託	二六一
使用料の徴収事務の委託	二六一
土地改良区の定款の一部変更の認可	二六一
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	二六一
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	二六二
土地改良区役員の退任	二六二
土地改良区役員の退任及び就任	二六二
公安委員会	
警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則の一部を改正する規則	二六三
平成十五年度自動車等の運転免許試験の実施	二六三
遊技機の型式の検定	二六四

告 示

山梨県告示第二百六十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十五年四月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 委託の相手方

甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

二 委託に係る使用料

山梨県立総合福祉センターかえで荘の使用料

三 委託の期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百六十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十五年四月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 委託の相手方

甲府市飯田三丁目二番四十四号 財団法人山梨県農業振興公社

二 委託に係る使用料

山梨県立フラワーセンターの使用料

三 委託の期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十五年四月十五日笛吹川沿岸土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十五年四月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年四月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日

平成十五年四月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 みどりの学校

2 代表者の氏名 芦澤公子

- 3 主たる事務所の所在地 甲府市宮原町九十番地の二
- 4 定款に記載された目的
この法人は、自立した地域の人々の共同の力で、自然エネルギーの利用推進をはかる事により、地球温暖化防止と持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年四月十日から同年六月九日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十五年四月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南アルプス市古市場字東小沢三〇の一、三三二の一、三三三の一、三三三の三、三三六の一、三六の三、三八の一、三八の二、三八の三、三八の四、四一の一、四一の二、四三の一、四三の二、四三の三、四四、四四の二、四五、四六の一、四七の一、四八の一、四八の六、四九、五〇の一、五〇の二、五〇の三、五一の一、五一の二、五一の三、五二の一、五二の二、五二の三、五三の一、五三の二、五四の一、五四の二、五五の一、五五の二、五六の一、五六の二、五六の三、五六の四、五七の一、五七の三、五七の四、五八の一、五九の一、六〇の一、六一の一、六一の二、六一の三、六二の三、六四の一、六四の二、六四の三、六五の一、六五の六、六五の七及び六六の一
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都国立市西一丁目十一番六号 株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。
平成十五年四月二十四日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡敷島町中下条字柳田八一三の一、八一四の一、八一五の一及び八一六の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡敷島町中下条千四百十八番地 西澤廣

● 土地改良区役員の退任
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、白根土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。
平成十五年四月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

退任	役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	小池 通義	中巨摩郡白根町西野一七七番地	平成十五年三月三十一日	

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十五年四月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

退任	役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	石原 昭夫	東八代郡石和町下平井二五六番地一	平成十五年三月三十一日	

二 就任

就任	役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	荻野 正直	東八代郡石和町井戸三三九番地	平成十五年四月一日	

同	大村 晴秀	塩山市上於曾七五六番地二	同
---	-------	--------------	---

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年四月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 吉 奥 信 一

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則の一部を改正する規則

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則（昭和四十七年山梨県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「行なうにあつては」を「行うに当たつては」に改め、同条第一号中「たて」を「楯」に改め、同条第二号中「おそれが」を「おそれの」に、「及び」を「及び」に改め、「以下同じ。」「の下に」「警戒杖（長さ九十センチメートル超百三十七センチメートル以下の円棒（白樫若しくはこれより硬度の低い木材若しくは強化プラスチックを主たる材質とする直径二・八センチメートル以下のもの又はアルミ合金を主たる材質とする先筒部分の直径二・八センチメートル以下及び厚さ〇・二センチメートル以下の二段式若しくは三段式のものに限る。）をいう。以下同じ。）及び非金属製の楯（縦五十七センチメートル以下、横三十七センチメートル以下及び厚さ一・八センチメートル以下のもの（楯の正面の像が長辺五十センチメートル及び短辺三十センチメートルの長方形の内部におさまるものであって、厚さ一・八センチメートル以下のものを含む。）に限る。以下同じ。）」を加える。

第三条の見出し中「警戒棒」を「警戒棒等」に改め、同条中「前条第二号の規定による警戒棒については、警備業者及び警備員が」を「警備業者及び警備員は」に、「行なう」を「行う」に、「これ」を「警戒棒及び警戒杖」に、「行なう場合は」を「行う場合において警戒棒を携帯するときは」に改め、同条次に次の二条を加える。

第四条 警備業者及び警備員は、前条に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒杖を携帯してはならない。

一 警備業法第一条第五項に規定する機械警備業務（指令業務を除く。）

二 警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。）第一条第一項に規定する常駐警備業務（警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。）

イ 空港

ロ 原子力発電所その他の原子力関係施設

ハ 大使館、領事館その他の外交関係施設

ニ 国会関係施設及び政府関係施設

ホ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水場その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらの施設に準ずる施設であつて、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

ヘ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であつて、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

三 検定規則第一条第一項に規定する核燃料物質等運搬警備業務及び貴重品運搬警備業務

第五条 警備業者及び警備員は、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、非金属製の楯を携帯してはならない。

一 前条第一号から第三号までに掲げる警備業務

二 前号に掲げるもののほか、検定規則第一条第一項に規定する常駐警備業務（深夜（午前零時から日の出までをいう。）において行われるものに限る。）

附則

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

● 平成十五年度自動車等の運転免許試験の実施

平成十五年六月から平成十六年三月までの山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室における道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十七条の規定による運転免許試験（以下「免許試験」という。）を次のとおり実施する。

平成十五年四月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 吉 奥 信 一

一 免許試験

1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番